

- 1 募集期間 令和7年9月4日（木曜日）から令和7年10月3日（金曜日）まで
- 2 意見送付者数 4 名
- 3 御意見の内容

No.	ページ	施策No.	施策名	御意見（要旨）	御意見に対する考え方
1	12 24	基本3 重点2	HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進	食中毒対策とHACCPの必要性を短絡的に結び付けるのは適切でない。HACCP導入支援は意義のある取組だが、食の安全確保のためには、実際に発生した食中毒の原因を分析し、その結果に応じた対策が必要である。	基本施策12「食中毒の発生動向及び原因調査」では、「速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る。」としています。 なお、より分かりやすくするため、実際に発生した食中毒の原因を分析し、その結果に応じた対策を行うことを明記しました。
2	15 26	基本16 重点4	食品安全情報評価委員会による分析・評価	食品安全情報評価委員会による分析評価に期待。健康への悪影響を未然に防止する観点で、偏った情報だけでなく海外の情報含めて都民に情報を発信していただきたい。	食品安全情報評価委員会では、食品の安全に関する情報を広く収集し、分析・評価するとともに、その結果を踏まえ、都民等へ情報発信を行っています。
3	17 30	基本27 重点8	食品の適正表示の推進	ゲノム編集食品について、情報が足りないまま市場に流通しており、表示がないため消費者が選べないことが問題である。重点施策8に記載のある個別品目ごとの表示ルールの見直しとあるがそういった意見に対応していくということか。	食品表示の基準については、食品表示法に基づき、国が定めることとなっています。

No.	ページ	項目	御意見（要旨）	御意見に対する考え方
4	35	第3章第1節 施策の推進体制	食品安全委員会、食品安全情報評価委員会の見解が偏らないよう、委員構成を検討して欲しい。	食品安全審議会及び食品安全情報評価委員会の委員構成については、東京都食品安全条例に定めがあり、食品安全審議会は都民、事業者及び学識経験を有するものから25名以内、食品安全情報評価委員会は都民及び学識経験を有するものから20名以内で構成する旨、それぞれ規定されています。委員は、公募や各団体からの推薦などにより構成されています。
5	—	—	食中毒や災害発生時のマニュアルを作成してほしい。	基本施策42（重点施策12）「災害発生時の食品衛生対策に係る人材の計画的な育成」では、食品衛生監視員が災害発生時に迅速・適切に食品衛生対策を行うための具体的な対応マニュアルを作成することとしています。
6	—	—	添加物や農薬、食品表示の規制をもっと厳しくすべきである。	添加物や農薬、食品表示の基準については、食品衛生法または食品表示法に基づき、国が定めることとなっています。